

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

【改正（案）】

（設 置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目 的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川及び上市川、白岩川、下条川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会は、一級水系常願寺川、一級水系神通川、一級水系庄川、一級水系小矢部川、二級水系上市川、二級水系白岩川、二級水系下条川を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

第7条 事務局は、第6条の取組事項に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じ専門部会等を置くことができる。

- 2 専門部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、富山河川国道事務所流域治水課及び富山県土木部河川課が共同で行う。

(雑 則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

第12条 本規約は、平成28年 4月21日から施行する。

改 正 平成28年 8月26日

改 正 平成29年 5月 2日

改 正 平成30年 6月 5日

改 正 令和 元年 6月 6日

改 正 令和 2年 6月10日

改 正 令和 3年 6月22日

改 正 令和 4 年 6 月 2 7 日

改 正 令和 5 年 6 月 1 2 日

改 正 令和 7 年 5 月 7 日

改 正 令和 8 年 月 日

別表－１

機 関 名	代 表 者
富 山 市	市 長
高 岡 市	市 長
立 山 町	町 長
舟 橋 村	村 長
射 水 市	市 長
砺 波 市	市 長
小 矢 部 市	市 長
南 砺 市	市 長
滑 川 市	市 長
上 市 町	町 長
富山県 土木部 河川課	課 長
富山県 土木部 砂防課	課 長
富山県 富山土木センター	所 長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所 長
富山県 高岡土木センター	所 長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所 長
富山県 砺波土木センター	所 長
富山地方気象台	台 長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所 長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
富山地方鉄道（株）	
万葉線（株）	
北陸電力（株）再生可能エネルギー部 水力統括室 水力土木チーム	
関西電力（株） 再生可能エネルギー 水力事業本部 庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院 北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

別表－2

機 関 名	幹 事	副 幹 事
富 山 市	河川整備課長	防災 危機管理 課長
高 岡 市	土木維持課長	危機管理課長
立 山 町	建 設 課 長	総 務 課 長
舟 橋 村	生活環境住民生活 課長	総 務 課 長
射 水 市	河川・港湾課長	防災・資産管理課長
砺 波 市	土 木 課 長	総 務 課 長
小 矢 部 市	都市建設課長	総 務 課 長
南 砺 市	建設維持課長	総 務 課 長
滑 川 市	建 設 課 長	総 務 課 長
上 市 町	建 設 課 長	総 務 課 長
富山県 土木部 河川課	河川課 主幹	防災・ 危機管理 課 副主幹
富山県 土木部 砂防課	砂防課 主幹	
富山県 富山土木センター	工務第二課長	
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	工 務 課 長	
富山県 高岡土木センター	工務第二課長	
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	工 務 課 長	
富山県 砺波土木センター	工務第二課長	
富山地方気象台	防 災 管 理 官	
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	副所長（河川）	
<オブザーバー>		
西日本旅客鉄道（株）金沢支社		
あいの風とやま鉄道（株）		
富山地方鉄道（株）		
万葉線（株）		
北陸電力（株）再生可能エネルギー部 水力統括室 水力土木チーム		
関西電力（株） 再生可能エネルギー 水力事業本部 庄川水力センター		
電源開発（株）中部支店		
国土地理院 北陸地方測量部		
北陸地方整備局 立山砂防事務所		
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所		
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所		